

事務連絡
令和4年8月24日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠（以下「検査促進枠」という。）の内容につき、以下のとおり変更しましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 定着促進事業の終了について

検査促進枠の「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）については、令和4年6月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」1により、令和4年8月末まで実施することとしたところ、当該期限をもって終了することとします。

なお、定着促進事業の制度自体は存置することとし、経済社会活動を目的とした検査需要の増加が想定される大型連休等に際し、当該事業の再開要否を判断してお知らせすることといたしますのでご承知おきください。

また、一般検査事業が実施されている都道府県の住民であって感染不安を感じる無症状者であれば、飲食、イベント又は旅行・帰省等の活動に際し検査結果通知書を求められた者も含めて、引き続き一般検査事業を活用することができますので申し添えます。

<関係資料一覧>

別紙1 PCR等検査無料化の概要（改訂版）

別紙2 実施要領

別紙3 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 川島・出口・石本・高木・奥玉

西村・塚本・栃木・東浦・大澤

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村

反町・上坂

直通 03 (5501) 1752